

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
③システムの名称	健康管理システム（予防接種）・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号）・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）・別表第一省令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（115の2の項）（別表第二における情報照会の根拠）：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（115の2の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ・別表第二省令（第59条の2） （※別表第二の115の2の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・別表第二省令（第59条の2） （※別表第二の115の2の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康推進課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録に当たっては、本人からのマイナンバー取得を徹底する。住基ネット照会を行う際は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守する。あわせて、登録内容については必ず複数人で確認する。 また、人手が介在する各局面において人為的ミスが発生するリスクに対し、次のとおり対策を講じる。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワード保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことを複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類およびUSBメモリは、施錠可能な書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄する書類に特定個人情報が含まれていないことを、ダブルチェックにより確認する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスはIDとパスワード及び指紋認証による二段階認証によって限定しており、権限の種類についての必要以上のものは付与しないように厳選している。またアクセスが可能な職員は年度ごとに見直し、アクセス権限の適切な管理を行っているこれらの対策を講じている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクの対応は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年7月15日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)		
令和4年7月15日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部部長寿健康課 長寿健康課長	健康福祉部健康政策課 健康政策課長		
令和4年7月15日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025		
令和4年7月15日	Ⅰ 関連情報 9. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部健康政策課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316		
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点		
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点		
令和5年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点		
令和5年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点		
令和6年7月12日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点		
令和6年7月12日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点		
令和7年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い計数時点を最新のものに更新
令和7年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い計数時点を最新のものに更新
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、必ず本人からのマイナンバー取得の徹底を行っており、複数人で確認することによって人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式改正に伴う変更
令和8年6月30日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		健康管理システムへのアクセスはIDとパスワード及び指紋認証による二段階認証によって限定しており、権限の種類についての必要以上のものは付与しないように厳選している。またアクセスが可能な職員は年度ごとに見直し、アクセス権限の適切な管理を行っているこれらの対策を講じている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクの対応は「十分である」と考えられる。	事前	様式改正に伴う変更
令和8年6月26日	Ⅰ 関連情報 9. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号利用法第9条第1項 別表第一の126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第67条の2	事後	
令和8年6月26日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部健康政策課 健康政策課長	健康福祉部健康推進課 健康推進課長	事後	
令和8年6月26日	Ⅰ 関連情報 9. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部健康政策課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部健康推進課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	事後	
令和8年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月26日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、必ず本人からのマイナンバー取得の徹底を行っており、複数人で確認することによって人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録に当たっては、本人からのマイナンバー取得を徹底する。住基ネット照会を行う際は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守する。あわせて、登録内容については必ず複数人で確認する。また、人手が介在する各局面において人為的ミスが発生するリスクに対し、次のとおり対策を講じる。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワード保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことを複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類およびUSBメモリは、施設可能な書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄する書類に特定個人情報が含まれていないことを、ダブルチェックにより確認する。	事後	